

○厚生労働省告示第三十六号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月一日から適用する。

平成二十七年二月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三第八号を次のように改める。

八 削除

第三第二十七号を次のように改める。

二十七 削除